

# 漁場探索支援システム利用規約

## (目的)

- 1 この規約は、鹿児島県水産技術開発センターが開発した漁場探索支援システム(以下、「システム」という。)の利用について、必要な事項を定める。

## (システムの管理運営)

- 2 システムの管理運営は、鹿児島県水産技術開発センター(以下、「センター」という。)が行う。

## (システムの利用者)

- 3 システムを利用できるもの(以下、「利用者」という。)は、原則として鹿児島県の漁業者又は鹿児島県の漁業協同組合、公的機関の職員であって、その利用が本県漁業の振興に寄与するものであることとする。

## (システムの利用申込み)

- 4 システムの利用を希望するものは、センターにシステム利用申込書(別紙様式1号、以下「申込書」という。)を提出するものとする。
- 5 申込書を提出したものは、センターが資源管理に関する研究を行う目的で、システムに登録された情報を利用することに同意したものとする。

## (ID・パスワードの交付)

- 6 センターは、申込書の提出をうけたときは、記載事項の審査を行い、適当と認められる場合は、IDとパスワードを交付するものとする。

## (ID・パスワードの管理等)

- 7 IDとパスワードの交付を受けた利用者は、交付されたIDとパスワードの善良なる管理を行わなければならない。
- 8 センターは、IDとパスワードの交付を受けた利用者が、前項の規定に違反し、又はIDとパスワードの交付を受けた日から起算して1年間システムの利用実績がないと認められた場合は、交付したIDとパスワードを抹消することができる。

## (個人情報の保護)

- 9 センターは、システムに登録された利用者の個人情報の保護に努めるものとする。
- 10 センターは、システムに登録される利用者の個人情報の保護を図るため、システムの運営体制、ID・パスワード管理、登録情報の管理について、別に必要な事項を定めるものとする。

## (登録情報の利用)

- 11 センターは、システムに登録された利用者の情報を、研究目的以外の用途に利用してはならない。

## (附則)

この規約は、平成18年11月6日から施行する。